



# 南九州市

## 農業委員会だより

令和元年9月発行 南九州市農業委員会事務局



遊休農地の解消事業を活用した水田のレンコン栽培状況（知覧町）



### 遊休農地の解消に向けて

今年、知覧町瀬世の水田で、レンコンが花を咲かせました。

これは、耕作放棄地となっていた水田約1ヘクタールを、平成29年度の「南九州市遊休農地等活用条件整備事業」を活用し(株)山英野菜が整備したもので、除草作業や土づくりを経て、今年は20アールで種子用のレンコンが栽培されています。

今後、残りの水田にも順次作付けが行われ、収穫したレンコンは県内向けの販売を視野に、将来的には栽培面積を拡大していく計画です。

※遊休農地等活用条件整備事業については、2ページを参照

## 遊休農地等活用条件整備事業補助金の活用について

遊休農地、荒廃農地の解消と農地の有効利用を図るため、遊休農地等活用条件整備事業補助金（市単独事業）を活用しましょう。

### 交付対象者

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を、農業経営基盤強化促進法等に基づいて貸借等を行ったうえで、その農地を整備（荒廃解消）しようとする認定農業者等。

### 補助対象経費

認定農業者等が貸借等の権利設定をした農地等の整備に係る経費の一部を助成するもので、補助金の額は10アール当たり3万円以内。

手続きや詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせくださるようお願いいたします。

着工前



着工前



着工後



着工後



読んでみませんか！ 農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行  
月額700円（消費税込）

購読申込みは、お近くの農業委員または農業委員会へ  
お気軽にご連絡ください。

## 農地の権利を取得する場合の下限面積(別段の面積)及び空き家物件に隣接する農地の別段の面積を定めました!

設定面積・区域

	設定面積(下限面積)	設定区域
(1)	30a	南九州市川辺地域
(2)	50a	南九州市知覧地域及び穎娃地域
(3)	0.01a(1㎡)	南九州市空き家物件に隣接する農地(南九州市全域)

※農地を取得する際は、許可後に経営する農地の下限面積が定められています。

※(3)については、「5年以上継承して耕作する旨の誓約書」及び「農用地利用計画書」が必要です。

◆市内の空き家を購入して定住し、隣接する農地を取得して耕作するものであれば、誰もが取得できます。

手続きや詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。



## 農業者年金に加入しませんか?

～農業者年金は積立方式なので安心～

あなたの老後の備えは十分ですか?

国民年金プラス農業者年金で豊かな老後を・・・



### 農業者年金加入の条件

国民年金第1号  
被保険者

(国民年金保険料納付  
免除者を除く)

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

特典がいっぱい まずは・・・お問い合わせください  
農業委員会事務局 農政係(穎娃庁舎内)  
0993-36-1111(内線3814)

## 農地の売買や貸し借り, 宅地等への転用には・・・

# 農業委員会の許可が必要です

### ◇許可申請書の申請及び受付について

- ◆各種申請書の受付締切は、毎月末平日（休日の場合は前日）となっています。
- ◆各種申請書の様式は、農業委員会事務局、知覧・川辺支所農林係に準備しています。
- ◆各種申請書の提出は、農業委員会事務局、知覧・川辺支所農林係へお願いします。

### ◇農地の転用について

◆農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ許可を得る必要があります。（許可を得ないと、地目変更及び名義変更が出来ません）

4条申請・・・自分名義の農地を農地以外に地目変更する場合

5条申請・・・他人名義の農地を買って、又は借りて農地を農地以外に地目変更する場合

- ◆自分の農地であっても、宅地や山林など農地以外に転用するとき、あるいは転用目的で売買・貸借などにより転用するときは農地法の許可が必要です。
- ◆許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく、農地法違反として罰せられることもあります。
- ◆農地を転用するときは、必ず事前に農業委員会へ相談ください。

### ◇無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止や、原状回復を命じられる場合があります。これに従わない場合は、3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられます。

### ◇転用完了後は地目変更登記をしましょう！

農地転用の許可を受けた土地は、工事完了後に法務局で地目変更登記を行ってください。農地転用の許可目的どおりに転用が完了しているにもかかわらず、登記地目が農地（田・畑）のままになっている土地が多く見受けられます。固定資産税の課税地目は、既に宅地や雑種地になっていても、登記上の地目は変わったことになりません。

登記地目が農地のままでは、売買や子供への贈与等で土地の所有権を移転する際は、農業委員会への手続きが必要になりますので、該当する土地をお持ちの方は、速やかに法務局で地目変更登記を行ってください。

地目変更登記の手続きに関するご相談については、事前に相談予約が必要ですので、法務局へ行かれる前にお問い合わせくださるようお願いいたします。

また、お時間がない場合や手続きが難しいと考える場合には、土地家屋調査士に手続きを依頼することができます。

登記に関するお問い合わせ先：鹿児島地方法務局知覧支局 0993-83-2208

